第３　共益債権とその弁済方法
１　共益債権
⑴　更生手続開始決定後基準日（平成22年７月末日）までに支払った共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」のとおりであり、総額１億5507万5946円である。
⑵　基準日現在における未払共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」のとおりであり、金１億2487万0743円である（スポンサーからの支援金としての契約時手付金を含む。）。
２　弁済
上記１⑵の未払共益債権及び平成22年８月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、保有する現預金、営業収益金その他をもって随時弁済する。

第10章　担保権の措置
第１節　存続する担保権
第１　不動産に係る担保権
１　別表13「存続する担保権一覧表（不動産）」に記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表に記載の担保権が担保すべき債権額は、更生計画認可決定によって「新しい債権額」欄記載の額に減額される。
２　同表に記載の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、同表に記載の担保権の債権額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。
３　同表記載の担保権は、第６章第１節第１の２の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
４　同表に記載の担保権者は、当該担保権が消滅したときは当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。

第２　リースに係る担保権
１　別表14「存続する担保権一覧表（リース）」に記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。
２　同表記載の担保権は、第６章第１節第２の２の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
３　更生会社は、リース期間が満了するまで、リースに係る担保権の目的物（以下「リース物件」という。）の使用を継続することができる。
４　リース物件の所有権は、当該更生担保権者に帰属する。なお、弁済が完了したときに、管財人（更生手続の終結後は更生会社であった株式会社。以下、本項において同じ。）がリース物件の所有権について更生会社への移転を求め、且つ、当該更生担保権者がリース物件の所有権について更生会社への移転に同意したときは、当該リース物件の所有権は更生会社に移転し、当該更生担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該リース物件の登記及び登録事項等の変更手続に必要な一切の資料を管財人に対して交付しなければならない。
５　リース期間の満了時において、リース物件について、その所有権の更生会社への移転がなされず、且つ、再リース契約も締結されないときは、当該更生担保権者（当該リース物件の所有者）は、管財人の請求に従い、その責任と費用負担において当該リース物件を引き上げなければならない。

第２節　存続しない担保権
１　別表13「存続する担保権一覧表（不動産）」及び別表14「存続する担保権一覧表（リース）」に記載されていない更生会社の財産を目的とする一切の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は更生計画認可決定の時に消滅する。
２　存続しない担保権に係る担保権者は、当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。
３　存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

第３節　登記等の費用
本章による登記手続に要する登録免許税その他の費用は、更生会社が負担する。

第11章　資本金の額の減少及び株主の権利の変更等
第１　資本金の額の減少
１　認可決定時における資本金の額の減少
⑴　減少する資本金の額
９億9000万円（減少後の資本金の額1000万円）
⑵　資本金の額の減少の効力発生時
更生計画認可決定時
２　募集株式発行日の資本金の減少
⑴　減少する資本金の額　1000万円
⑵　資本金の額の減少の効力発生日
第12章に定める更生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日
３　その他
資本金の額の減少により生じた資本剰余金については、欠損の填補に充てるものとする。
第２　株式の取得、消却
１　株式の取得
更生会社は、以下のとおり更生会社の株式を取得する。
⑴　更生会社が取得する株式の数
⑵記載の取得時における自己株式を除く発行済株式の全て
⑵　更生会社が株式を取得する日
第12章に定める更生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日
⑶　取得の対価　無償
２　株式の消却
更生会社は、保有する自己株式全てを、以下のとおり消却する。
⑴　更生会社が消却する株式の数　10万株
⑵　更生会社が株式を消却する日
第12章に定める更生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日

第12章　募集株式の発行
１　募集株式の発行
更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。
会社法199条２項に規定する募集事項は、次のとおりとする。
⑴　募集株式の種類　普通株式
⑵　募集株式の数　200株
⑶　募集株式の払込金額　１株につき５万円
⑷　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間
更生計画認可決定確定日から１か月を経過する日までの間
⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①　増加する資本金　1000万円
②　増加する資本準備金　０円
２　募集株式の割当て
募集株式は、次のとおり割り当てる。
株式会社ナンノＨＤ　200株
３　配当の制限
会社更生手続中は、株主に対する剰余金の配当は行わない。

第13章　定款の変更
更生会社の定款の一部を、別表16「定款変更表」のとおり変更する。

第14章　役員の選任等
第１　役員の選任及び選定
役員を次のとおり選任する。
１　取締役　中西　高之
２　代表取締役
次の取締役を代表取締役に選定する。
中西　高之
（住所大阪府吹田市千里丘下１番16号）
第２　任期等
１　前記役員の任期は、更生計画認可決定の日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前記１の任期内に取締役の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任又は選定する。